

第1回災害派遣精神医療チーム検討委員会における課題対応（案）

1 災害医療コーディネーターに関する対応（案）

災害時において、被災地に必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるよう医療救護活動を統括するため、岩手県災害医療コーディネーターを委嘱している。
 災害医療コーディネーターの主な調整は、医療救護チーム等の派遣調整や医療救護活動に関する統括的な調整・助言である。具体的には、関係機関連絡調整会議（災害医療支援ネットワーク会議）において、関係機関との連携体制の構築に関する専門的な助言を行うことである。DPAT 統括者は、DPAT 調整本部にて DPAT の出動要請調整及び派遣先調整を行い、上記の関係機関連絡調整会議（災害医療支援ネットワーク会議）に参画し、情報の共有等を行うが、精神保健医療については DPAT 調整本部で対応することを明確にすることにより、災害医療コーディネーターへの就任までは必要ないと思われる。
 ※ DPAT 統括者が災害医療コーディネーターに就任した場合、災害医療コーディネーターとして活動しなければならないことから、DPAT 調整本部での活動（対応）が困難になると考えられる。

災害医療コーディネーター委嘱者

- 本部コーディネーター：5名（県医師会1名、岩手医科大学2名、日赤1名、県医療局1名）
- 地域コーディネーター：28名（うち1名は、本部コーディネーターを兼ねており、被災地域により役割が異なる。）

1：趣旨

地震、津波その他の自然災害又は大規模な事故等が発生した場合において、被災地に必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるよう医療救護活動を統括するため、岩手県災害医療コーディネーターを置く。

2：役割

コーディネーターは、知事の指揮下において、災害等の状況に応じて適切な医療体制が構築されるよう、次に掲げる事項の調整及び助言を行う。

- 医療救護班その他の医療支援チーム（災害派遣医療チーム（DMAT）を除く。）の派遣に関すること。
- 被災地における医療ニーズの把握に関すること。
- その他医療救護に関すること。

【調整範囲等】《役割を定めた活動概要案（今年度内に成案を策定する方針）》

- ※ 本部コーディネーターは県全体、地域コーディネーターは各保健医療圏を活動範囲とする。
- 災害医療コーディネーターの主な調整範囲は、次に掲げる医療救護チーム等（DMAT を除く。）とする。
 - ① 日赤救護班（本部においては、日赤の連絡員との調整を行う。）
 - ② 医師会、大学病院等の各種団体から派遣される医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師チーム、看護師チーム、こころのケアチーム 等
 - ③ 他都道府県からの保健師チーム
 - ④ 外国からの医療支援の申し出
 - ⑤ 医療機器の寄付等支援の申し出
- 災害医療コーディネーターは、その活動において県としての意志決定が必要と判断される場合（県本部長又は地方支部長、地方支部保健医療班長の判断を必要とする場合）は、本部災害医療コーディネーターにあっては医療政策室長、地域災害医療コーディネーターにあっては保健所長に協議等を行う。

【本部コーディネーターの役割】《役割を定めた活動概要案（今年度内に成案を策定する方針）》

- ① 保健福祉部と連携して被災地の医療ニーズを把握し、医療救護班その他の医療救護チーム等（DMAT を除く。）の派遣調整、医療資源の配分及び傷病者や入院患者の広域搬送等の医療救護活動に関する統括的な調整及び専門的な助言を行う。
- ② 保健福祉部が主催する関係機関連絡調整会議（災害医療支援ネットワーク会議）に参画し、関係機関との連携体制の構築に関する専門的な助言を行う。
- ③ 平時から県の災害医療対策に対して専門的な助言を行う。

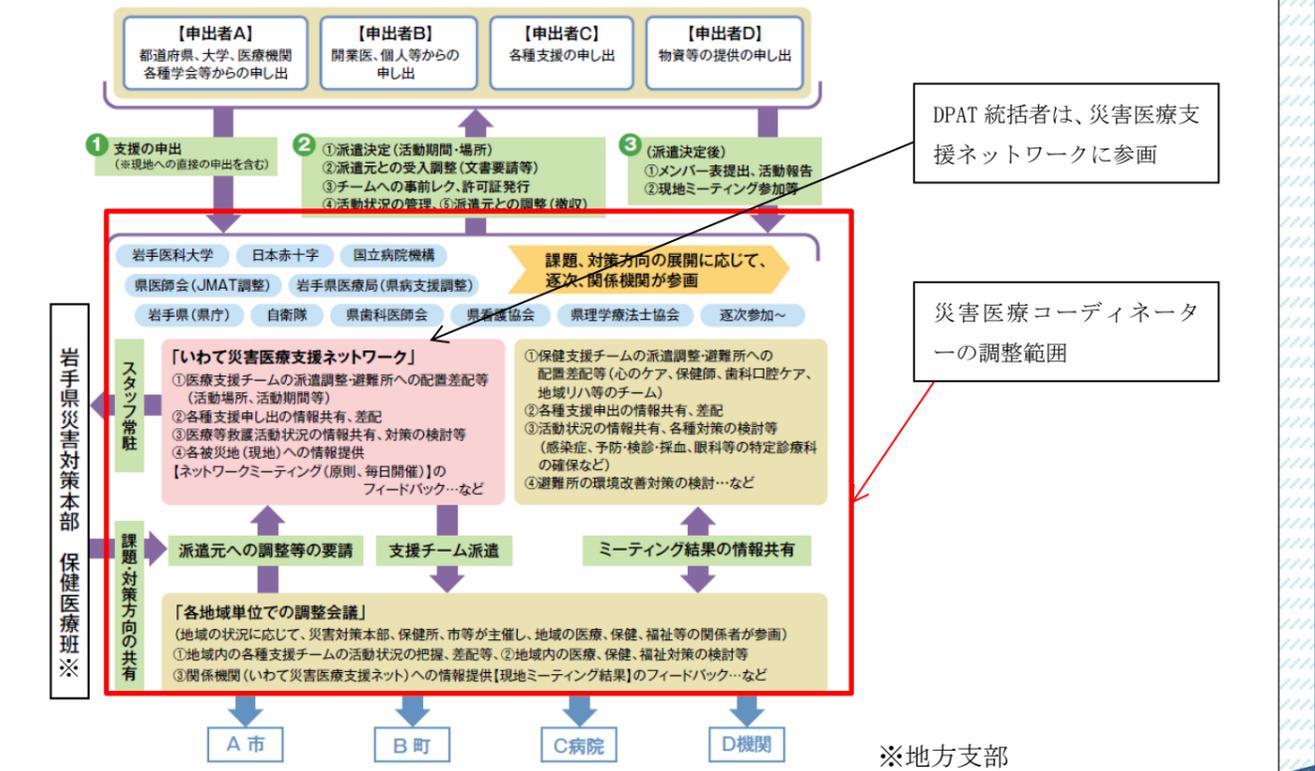
3：種類等

- コーディネーターの種類、活動の対象範囲及び主な活動場所は、次に掲げるとおりとする。
- 本部コーディネーターは、県全体に係る調整等を、県庁又は知事が指定する場所において行う。
 - 地域コーディネーターは、予め指定された保健医療圏に係る調整等を、当該保健医療圏を管轄する保健所又は知事が指示する場所において行う。

4：その他

コーディネーターは、急性期においては DMAT と連携して活動し、DMAT の活動が終了するときは DMAT から所要の事項を引き継ぐものとする。

災害医療支援ネットワーク【関係図】



DPAT 統括者は、災害医療支援ネットワークに参画

災害医療コーディネーターの調整範囲

※地方支部

2 岩手 DPAT を構成する班員の要件に関する対応（案）

DPAT を構成する班員について、知事が指定する研修を修了した者としているが、災害時の継続的な運用ができるよう、含みを持たせて設定する必要があるとの意見があったことから、下記のとおり修正する。

岩手 DPAT 運営要綱 第4条第3項

- 第1回委員会時の案
岩手 DPAT を構成する班員は、知事が指定する研修を修了した者とする。
- 修正案
岩手 DPAT を構成する班員は、指定医療機関の職員とする。
ただし、災害等において岩手 DPAT を構成する班員が不足する場合、必要に応じて、指定医療機関以外の職員も含めることができるものとする。
※ 要綱第9条（研修等）について、「指定医療機関の長は、知事が指定する研修等への派遣に努めるものとする。」と修正。

3 DPAT 統括者が不在時に関する対応（案）

災害等においては、下記の順番で DPAT 統括者等に連絡する。

連絡順位

- 第1順位：学校法人岩手医科大学 医学部神経精神科学講座 教授 大塚耕太郎
- 第2順位：岩手県精神保健福祉センター 所長 小泉範高

【理由】

岩手県精神保健福祉センターは、県民のこころの健康の増進や精神障がい者の社会復帰などの支援を行う総合的な技術センターであり、災害時においては、DPAT 調整本部や DPAT 活動拠点本部にて業務を行うことから、その長である小泉所長を第2順位として位置づけるもの。